

平成27年6月第40回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成27年6月10日第40回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	渡邊重益
9 番	鈴木邦昭	10番	渡邊健一
11番	四宮規彦	12番	高野進
13番	熊澤勇	14番	佐藤アヤ
15番	高橋晃	16番	鞠子幸則
17番	佐藤實	18番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	吉 田 美 和 子	健康推進課長	岡 元 比 呂 美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	櫻 井 禎
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

## 議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成27年6月第40回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤アヤ議員、15番 高橋 晃議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月15日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月13日及び6月14日は休会の日ですが、亘理町議会基本条例第5条第4項の定めに基づき、町民に開かれた議会運営、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、6月13日及び6月14日は特に会議を開くことに決定いたしました。

### 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案5件、工事請負契約の締結5件、土地の取得について1件、土地売買契約の締結1件、補正予算案3件、諮問1件、報告5件、合計22件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を14名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。さきに委員会に付託しておりました請願審査について、産業建設常任委員会から審査報告書が提出されております。また、陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしましたので報告いたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」4件が提出されておりますので報告いたします。

第6、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査報告書並びに財政援助団体

監査報告書、指定管理団体監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 本日、第40回亘理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案15件及び諮問1件、並びに報告5件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第55号「亘理町行政手続条例の一部を改正する条例」につきましては、行政処分の根拠等の明示を義務づけるなど行政手続法の一部が改正されたことから、その趣旨を踏まえ、町の規定である行政手続条例の一部を改正するものであります。

議案第56号「亘理町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に伴い、「特定警察職員等」の定義を定める規定が変更されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第57号「亘理町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法の一部改正により低所得者の保険料軽減強化に係る政令が公布されたことから、低所得者に対する保険料の軽減について介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第58号「東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災により被災し

た被保険者に係る国民健康保険税の減免に対し、国の財政支援の延長と基準が変更されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第59号「亘理町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、亘理中央地区工業団地の用地一部売却に伴い、復興産業集積区域の範囲に地番一筆を追加する必要が生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第60号「工事請負契約の締結について（平成27年度亘理町立荒浜小学校プール災害復旧工事）」につきましては、去る5月22日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、東日本大震災により被災した荒浜小学校のプールについて、小学校の隣接地に再建するための災害復旧事業であります。

議案第61号「工事請負契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）」につきましても、去る5月22日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第62号「工事請負変更契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）」から議案第64号「工事請負変更契約の締結について（平成26年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）」までの、3件の議案につきましては、盛り土の増工等に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第65号「土地の取得について」（荒浜海岸緩衝緑地整備事業）につきましては、亘理町震災復興計画の基本理念である「安全・安心・元気のあるまち 亘理」に基づいた災害に強いまちづくりを進めるため、五百年から千年に一度の頻度で発生すると想定される大津波から町民の生命を守り、財産の損失を軽減させることを目的に整備するものであり、用地2万1,861平方メートルを1,225万円で取得することについて、地権者である宮城県知事との協議が整ったため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第66号「土地売買契約の締結について（亘理中央地区工業団地企業誘致事

業)」につきましては、工場用地として亙理中央地区工業団地の一部3万1,593.27平方メートルを4億5,810万2,415円で売り払うことで舞台アグリイノベーション株式会社との協議が整ったことから、その売買契約を締結するに当たり地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第67号「平成27年度亙理町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億927万円を減額し、歳入歳出予算の総額を239億1,792万2,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、企画費において倭多里道の会に対する一般コミュニティ助成金として250万円を追加補正するもののほか、東日本大震災の発生から今年度で5年が経過するに当たり、本町の復興事業の進捗状況を町民等に対し広く周知するための冊子「（仮称）亙理町復興のあゆみ」の作成業務委託料として200万円を追加補正するものが主なものであります。

3款民生費1項社会福祉費、臨時福祉給付金経費につきましては、当初では国の方針が固まっていなかったことから、今回システム改修費やプレハブ等リース料などを含め6,467万2,000円を追加補正するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、農地費用排水路管理経費において悠里館東側の亙理承水路沿遊歩道が整備後十数年を経過していることや、東日本大震災の影響により白壁の亀裂や瓦崩壊、遊歩道の沈下等が生じていることから、通行人への危険が懸念され早急な修理が必要であるため、修繕工事費として200万円を追加補正するものであります。県営農地整備事業費につきましては、木倉川排水路及び九号排水路等の災害復旧事業について県が国の査定を受け実施しているところでございますが、国の災害査定後に新たな破損箇所が発見され、協議の結果、県営事業として災害復旧工事を行うことになったため、その工事負担金として320万円を追加補正するものであります。鳥の海湾防潮堤災害復旧整備事業費については、今後工事を進めるに当たり用地取得が必要となったため、公有財産購入費として230万円を追加補正するものであり、以上が農林水産業費の主なものであります。

8款土木費につきましては、初めに町道堂前線の上部におきまして土取りが行われており、大型ダンプの通行によって舗装が激しく傷んでいる状態であることから、早急な復旧工事が必要なため道路新設改良費として800万円を追加補正するものであります。次に、街路事業費につきましては、町内各駅自転車等駐車場において年末年始やゴールデンウィーク等の休日に契約者以外の無断駐車が頻発し苦情が寄せられていることから、休日の管理業務を追加する経費として288万4,000円を追加補正するものであります。続いて、復興事業費になりますが、避難道路新設・整備事業費における橋本堀添線整備事業につきましては、工事請負費1億2,000万円を委託料に組み替えするもののほか、用地取得・権利関係整備事業費につきまして、避難道路整備に係る用地買収において行方不明者や相続人が多数という案件が発生していることから、これらの案件を解決するために必要な不在者財産管理人費用等の委託料として200万円を追加補正し、事業の早期完了を図るものであります。さらに、防災公園整備事業費におきまして、平成28年度以降の復興交付金の動向が未定であったため、当初において事業費全額を計上しておりましたが、基幹事業については平成28年度以降も全額国庫負担がなされる方針が示されたことから、本来の計画どおり2カ年で事業を実施するものとし、事業費の半分を平成27年度、残りの半分を平成28年度の債務負担行為設定とし、当初予算から6億4,394万9,000円を減額するものであります。そして、土木費の最後になりますが、住宅管理経費において災害公営集合住宅の上浜街道住宅及び大谷地住宅の集会所に必要な机、椅子、カーテン等の備品購入費として298万円を追加補正するものであります。以上が土木費の主なものであります。

10款教育費につきましては、これまで志教育としてマナーアップ運動等に取り組んでまいりましたが、今年度から新たに「志教育ひまわり化プロジェクト」として事業を展開するに当たり、児童生徒のひまわり栽培に必要なプランターや肥料等の購入経費として96万6,000円を追加補正するもののほか、小学校費につきまして、亘理小学校校舎北側に設置したプレハブ校舎に必要な備品購入費用と長瀬小学校校庭を取り囲む形で敷設している側溝に一部ふたがけをしていない箇所があることから、児童の安全を確保するため全面ふたがけに必要な側溝ふたの購入費を合わせて431万円を追加補正するものであります。中学校費につきましては、亘理中学校の灯油地下タンク配管の漏油及び吉田中学校校舎内の壁に多数のクラッ



クが確認され、それぞれ早急な補修工事が必要になったため工事費として583万8,000円を追加補正するものであります。次に、4項社会教育費についてであります。海洋センター体育館男子トイレが2基とも和式となっており、利用者から洋式化への強い要望があったことから、2基のうち1基を洋式化するための工事費として49万4,000円を追加補正するものであります。以上が教育費の主なものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出で説明しましたとおり防災公園整備事業が平成27年度と平成28年度の2カ年事業となったことなどに伴い、1億5,850万7,000円を減額するものであります。

13款国庫支出金につきましては、介護保険法の一部改正による低所得者の保険料負担軽減に伴う国の低所得者保険料軽減負担金として238万4,000円を追加補正するもののほか、臨時福祉給付金補助金として4,299万2,000円を追加補正するものであります。

14款県支出金につきましては、介護保険法の一部改正による低所得者の保険料負担軽減に伴う県の低所得者保険料軽減負担金として119万2,000円を追加するもののほか、総務費県補助金としまして、消費者行政の推進に対する地方消費者行政活性化補助金として226万7,000円を追加補正するものがその主なものであります。

16款寄附金につきましては、東日本大震災からの復興のための寄附として2件、55万円を頂戴したほか、「ふるさと納税」など震災以外の目的で7件、8万円のご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、今回の各種復興交付金事業の財源として震災復興基金から390万円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金について4億8,136万2,000円を減額するものであります。また、今回の補正の調整財源として4,391万7,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金として250万円を追加補正するもののほか、荒浜中学校に防災機能を備えた太陽光発電及び蓄電池設置に対するコカ・コーラ復興支援基金公立学校エコ支援事業助成金として2,694万3,000円を追加補正するものが主なものであります。

第2表、債務負担行為の追加につきましては、農業経営維持対策資金利子補給金及び各駅自転車等駐車場管理業務委託料管理追加分について、平成29年度までの3カ年で事業を実施する必要があることから、平成28年度から平成29年度におけるそれぞれの限度額を設定するとともに、防災公園事業については平成28年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成28年度における限度額を設定するものであります。

議案第68号「平成27年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億9,188万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、荒浜雨水ポンプ場において屋上防水シートの剥離による雨漏りが発生し、内部電装機器等が故障する危険性があることから、改修工事費として1,200万円を追加補正するものが主なものであります。

また、その財源といたしまして、歳入において一般会計から歳出と同額を繰り入れするものであります。

議案第69号「平成27年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、介護保険法の一部改正により低所得者の保険料負担軽減に伴い、介護保険料を476万8,000円減額するとともに、軽減額の補填分を低所得者保険料軽減事業繰入金として一般会計から同額を繰り入れするものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち1名の委員が平成27年5月31日で退任されたため、新たに清野和夫氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第9号「繰越明許費繰越計算書」（平成26年度亘理町一般会計予算）及び報告第10号「繰越明許費繰越計算書」（平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算）並びに報告第11号「繰越明許費繰越計算書」（平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復旧・復興事業において、平成26年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成27年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するもの

であります。

報告第12号「事故繰越し繰越し計算書」（平成26年度亘理町一般会計予算）及び報告第13号「事故繰越し繰越し計算書」（平成26年度亘理町公共下水道事業特別会計予算）につきましては、平成25年度から平成26年度に繰り越して実施した事業のうち、用地費について関係地権者との調整に時間を要したことや計画の変更などから、平成26年度中に完了できなかった事業を事故繰越しとして平成27年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越額が確定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

以上、提出議案等について概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

議長（安細隆之君） 日程第4、請願第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願の件を議題といたします。

本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 高野孝一君 登壇〕

産業建設常任委員長（高野孝一君） 皆様のお手元に配付いたしました審査報告書を読み上げまして、私からの報告といたします。

平成27年6月10日

亘理町議会

議長 安細隆之 殿

産業建設常任委員会

委員長 高野 孝一

審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則

第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受 理 番 号 第 1 号

受理年月日 平成27年 2 月20日

付託年月日 平成27年 2 月26日

件 名 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

審 査 結 果 不採択とすべきもの

委員会の意見は別紙裏面になります。

平成27年 2 月26日開催の定例会において本委員会に付託された「農協改革」をはじめとした「農業改革」に関する請願について、平成27年 3 月16日、地元農協である J Aみやぎ亘理農業協同組合から請願内容についての意見を求めました。

さらに、平成27年 4 月24日、紹介議員である鞠子幸則議員から請願の趣旨や願意の内容について説明を求め、質疑・審査を行いました。

審査に当たっては「願意が妥当であり、実現の可能性はあるか」「町行政・議会の権限事項であるか」などを判断の基準といたしました。

請願の内容は、「政府が「規制改革会議」の答申を受けて進めている農業改革においては国連も推奨している家族農業経営を育てることとし、食料自給率の向上に努め、一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止をやめること。協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し法的な措置による強制をやめること」とする意見書を政府等に対し提出していただきたいというものです。

この請願では、農協中央会が農協改革に全面的に取り組むとの声明を出していることには触れられておらず、農業改革について「改革が進められるならば家族農業経営が追い出され、地域農業と地域の暮らし、協同組合を破壊することになる」といった労働組合としてのスローガンの要素が強く、専業農家の意見を酌み取れるものではありません。

また、I C A（国際協同組合同盟）も協力することを表明しております。

こうしたことを踏まえ総合的に判断した結果、当委員会においては「不採択とすべきもの」と決しました。

以上で審査報告を終わります。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点目です。JAみやぎ亙理との懇談の場で、この農協改革法案についてどういう意見が出されましたか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 高野孝一委員長。

産業建設常任委員長（高野孝一君） 今手元にございませませんが、当日ICレコーダーに録音したものを文書化しておりますので、後で目を通していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 請願者ですね、宮城県農業協同組合連合会労働組合、この請願者からは請願の趣旨について意見を聞いたのか聞かないのか。また、聞かなかった場合、なぜ聞かなかったのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 高野孝一委員長。

産業建設常任委員長（高野孝一君） 聞いておりません。委員会でそういう話が出なかったものですから、そういう対処をいたしました。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目ですね。現時点で農協改革法案は国会でどういう審議状況、どこまで審議がされているんですか。

議長（安細隆之君） 高野孝一委員長。

産業建設常任委員長（高野孝一君） 大変勉強不足でございますが、現状の国の政策としての進捗状況は把握しておりません。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

議長（安細隆之君） まず、原案反対の方の発言を許します。反対の方ないんですか。

次に、原案賛成の方の発言を許します。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は請願の紹介議員として、原案請願に賛成する立場で討論を行います。

日本の農業に必要なことは、TPP環太平洋連携協定受け入れと一体に家族経営

と農協を潰す農協改革ではありません。今も多くの農家が必死に農地を守り農村を守っています。それができるのは、戦後の民主的な改革の中で営農と生活を守るためにつくられた農業協同組合をよりどころに、郷土の力で家族経営の農家が農業生産を担ってきたからであります。日本の農協は、国際協同組合同盟 I C A からも60年にわたり日本経済におけるビジネスモデルの多様化に多大な貢献をいたしたと高く評価されております。今必要なことは、こうした協同組合の価値と原則を最大限に尊重し、地域における協働の力を発揮できる環境を整備することです。

以上の立場から原案に賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願の件を採決いたします。この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。起立多数であります。

よって、請願第1号農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願の件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時35分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ

署 名 議 員 高 橋 晃